

2026年(令和8年)8月10日(月曜日)

社説・発言

無職 萩原 一夫 78

(横浜市泉区)

皇室典範が、自民・維新の与党と一部野党の賛成で「改正」されたが、時代の流れに逆行する内容となっている。特に、男系男子による皇統維持という考えのもと、旧宮家の男系男子を養子に迎えるという点については違和感を強く感じる。

日本において憲法が最高法規であり、皇室典範は憲法に適合していなければならないが、皇室典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」となっており、これはむしろ、明治憲法の「第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」「第二条 皇位ハ(中略)皇男子孫之ヲ継承ス」を忠実に踏襲している。

日本国憲法第1条は「天

ミラー

長子継承制度に改正すべきだ

皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、その地位は主権の存する日本国民の総意に基く」となっており、皇室典範は日本国憲法とは齟齬がある。しかも皇位は世襲とされており、養子は認められていない。

神格的な話も、1945年の敗戦と46年1月の昭和天皇による「人間宣言」によって終わったはずである。

いま一度日本国憲法に基づき、皇室典範を真に改正しなければならない。上皇さま、今上天皇も、国民に寄り添い平和国家の象徴、国民統合の象徴として国民の敬愛を受けられている。現在の皇室を守り継いでいくためにも、養子制度は不要であり、男系男子にこだわらず、長子継承の制度に改正すべきだと考える。